

様式第五十一（第 52 条関係）

表

年 月 日発行第 号（年 月 日まで有効）		
職 名	氏 名	生 年 月 日
刻印		
産業競争力強化法第 145 条第 1 項による立入検査証		
(写真)	(発 行 権 者)	印

裏

産業競争力強化法抜粋

第一百四十五条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、第二十一条の六第一項、第二十二条の二十六第一項又は第三十七条第一項の規定による指定を受けた者（以下この項において「指定金融機関等」という。）から革新的技術研究成果活用事業活動支援業務、事業適応促進業務若しくは事業再編促進業務に関し報告をさせ、又はその職員に、指定金融機関等の営業所若しくは事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2・3 (略)

4 前三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

5 第一項及び第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第一百五十六条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一～三 (略)

四 第百四十五条第一項又は第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。